



平成 25 年 2 月 19 日

各市町生涯学習振興・社会教育行政担当課長様  
(広島市・福山市を除く。)

広島県教育委員会事務局教育部生涯学習課長

学校や子どもたちの活動を支援するボランティア等の  
児童生徒への暴力行為の禁止の徹底について (依頼)

このことについて、別紙写しのとおり文部科学省生涯学習政策局社会教育課長から依頼がありました。

ついては、放課後子ども教室や学校支援活動において、学校や子どもたちの教育活動を支援するボランティア等に児童生徒への暴力行為の禁止について、指導を徹底していただきますよう、お願いします。

担当 生涯学習支援係

電話 082-513-5013 (ダイヤルイン)

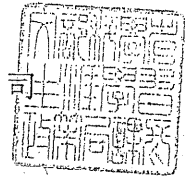
(担当者 田崎)



24生社教第28号  
平成25年2月8日

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会  
生涯学習・社会教育主管部課長 殿

文部科学省生涯学習政策局  
社会教育課長 伊藤 学



(印影印刷)

学校や子どもたちの活動を支援するボランティア等の児童生徒への  
暴力行為の禁止の徹底について

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。

そのため、平成25年1月23日付け24文科初第1073号で、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事をはじめとした関係各位に対し、初等中等教育局長・スポーツ青少年局長連名で「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」の通知を発出し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応等をお願いしているところです。

一方で、文部科学省では、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指しています。

そのため、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を支援する「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」等を推進する「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を実施しており、全国各地の自治体で積極的に取り組みいただいているところです。

当然のことながら、校長及び教員による児童生徒への指導に当たり、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒である体罰が決して許されない行為であることと同様に、学校や子どもたちの活動を支援するボランティア等による児童生徒への暴力行為は、いかなる場合であろうと決して許されない行為です。

については、貴職におかれましても域内の市区町村教育委員会及び事業関係者に対して、改めて指導の徹底を図られるとともに、各地の取組について主体的に把握し、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

(本件連絡先)

生涯学習政策局社会教育課

地域・学校支援推進室地域学習活動企画係

電話：03-5253-4111 内線(3284)

FAX：03-6734-3718

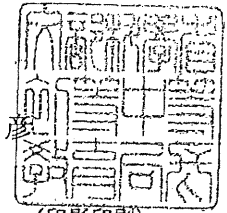
Mail:syakai@mext.go.jp

写

24文科初第1073号  
平成25年1月23日

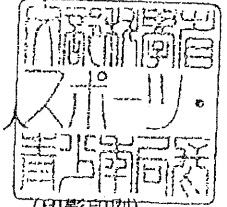
各都道府県教育委員会教育長  
各政令指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
布村幸彦



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長  
久保公人



(印影印刷)

体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について（依頼）

昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。

体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。平成19年2月5日初等中等教育局長通知「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（18文科第1019号）においても示しているとおおり、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。

また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。

貴職におかれましても、この問題の重要性を改めて認識し、都道府県・指定都市

教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対し、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等については厳正な対応をお願いします。

あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いします。

また、体罰の実態について主体的に把握し、別紙のとおり文部科学省に対して報告していただきますようお願いします。

**【担当】**

(児童生徒の体罰に関する考え方について)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室  
生徒指導企画係

電 話 03(5253)4111(内線3208)

FAX 03(6734)3735

E-MAIL s-sidou@mext.go.jp

(教職員の服務について)

初等中等教育局初等中等教育企画課  
教育公務員係

電 話 03(5253)4111(内線4675)

FAX 03(6734)3731

E-MAIL syoto@mext.go.jp

(運動部活動について)

スポーツ・青少年局体育参事官付  
事業係

電 話 03(5253)4111(内線2649)

FAX 03(6734)3790

E-MAIL taiikuss@mext.go.jp